○総務省告示第百六十七号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の七及び第三十四条の八の規定に基づき、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件及び光学的条件を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

なお、平成十一年郵政省告示第百六十二号（専用通信回線設備等端末の電気的条件及び光学的条件を定める件）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

平成二十三年三月二十二日

総務大臣　片山　善博

一　メタリック伝送路インタフェースの三・四キロヘルツ帯アナログ専用回線に接続される専用通信回線設備等端末は、別表第一号の条件とする。

二　メタリック伝送路インタフェースのインターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末は、別表第二号の条件とする。

三　同軸インタフェースのインターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末は、別表第三号の条件とする。

四　光伝送路インタフェースのインターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末（映像伝送を目的とするものを除く。）は、別表第四号の条件とする。

五　無線設備を使用する専用通信回線設備等端末は、別表第五号の条件とする。

六　その他インタフェースのインターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末は、別表第六号の条件とする。

別表第一号　メタリック伝送路インタフェースの3.4kHz帯アナログ専用回線に接続される専用通信回線設備等端末

周波数帯域		送出電力、送出電流及び送出電圧等の条件
４kHzまでの送出電力		平均レベルは－８dBm以下で、かつ、最大レベルは０dBm以下。 端末設備は、電気通信回線に直流の電圧を加えないこと。ただし、直流重畳が認められる場合にあっては次のとおりとする。 送出電流　45mA以下 送出電圧（線間）　100Ｖ以下 送出電圧（対地）　50Ｖ以下
不要送出レベル	４kHzから８kHzまで	－20dBm以下
	８kHzから12kHzまで	－40dBm以下
	12kHz以上の各４kHz帯域	－60dBm以下

注１　平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル（実効値）であり、最大レベルとは、端末設備の送出レベルが最も高くなる状態でのレベル（実効値）とする。

２　送出電力及び不要送出レベルは、平衡600Ωのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。

３　送出電圧は、回路開放時にも適用する。

４　送出電流は、回路短絡時の電流とする。

５　パルス符号を送出する場合のms単位で表したパルス幅の数値は20以上とし、mA単位で表した送出電流の数値はパルス幅の数値以下とする。

別表第二号　メタリック伝送路インタフェースのインターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末

<table>
<tr><th>インタフェースの種類</th><th colspan="2">送　出　電　圧</th></tr>
<tr><td>ＴＴＣ標準ＪＪ―50.10</td><td colspan="2">110Ωの負荷抵抗に対して、6.9Ｖ（Ｐ―Ｐ）以下</td></tr>
<tr><td>ＩＴＵ―Ｔ勧告Ｇ．961（ＴＣＭ方式）</td><td colspan="2">110Ωの負荷抵抗に対して、7.2Ｖ（０―Ｐ）以下（孤立パルス中央値（時間軸方向））</td></tr>
<tr><td rowspan="8">ＩＴＵ―Ｔ勧告
Ｇ．992.1
Annex　A
Ｇ．992.1
Annex　C
Ｇ．992.2
Annex　A
Ｇ．992.2
Annex　C
に準拠するＡＤＳＬ方式</td><td colspan="2">総送信電力は、25kHzから138kHzの周波数範囲において12.5dBmを超えないこと。</td></tr>
<tr><td>周波数帯域</td><td>電力制限マスク値
（dBm／Hz）</td></tr>
<tr><td>０kHzを超え
４kHz未満</td><td>－97.5及び０～４kHz幅の電力最大値が＋15dBrn
（注１、注２）</td></tr>
<tr><td>４kHzを超え
25.875kHz未満</td><td>$-92.5+21.5\times\log_2(f/4)$</td></tr>
<tr><td>25.875kHzを超え
138kHz未満</td><td>－34.5</td></tr>
<tr><td>138kHzを超え
307kHz未満</td><td>$-34.5-48\times\log_2(f/138)$</td></tr>
<tr><td>307kHzを超え
1,221kHz未満</td><td>－90</td></tr>
<tr><td>1,221kHzを超え
1,630kHz未満</td><td>－90以下及び〔ｆ、ｆ＋１MHz〕幅の窓をかけた電力最大値が$(-90-48\times\log_2(f/1221)+60)$dBm</td></tr>
<tr><td>1,630kHzを超え
11,040kHz未満</td><td>－90以下及び〔ｆ、ｆ＋１MHz〕幅の窓をかけた電力最大値が－50dBm</td></tr>
<tr><td colspan="2">総送信電力及び電力制限マスク値は、100Ω終端で測定した値とする。
（注１）　０kHz～４kHzの総合電力は600Ω終端で測定した値とする。
（注２）　dBrnとは１ピコワットを基準とする電力の対数表示であり＋15dBrn＝－75dBmである。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ＩＴＵ―Ｔ勧告
Ｇ．992.1
Annex　H
に準拠するＳＳＤＳＬ方式</td><td colspan="2">総送信電力は、25kHzから1,104kHzの周波数範囲において16.3dBmを超えないこと。</td></tr>
<tr><td>周波数帯域</td><td>電力制限マスク値
（dBm／Hz）</td></tr>
<tr><td>０kHzを超え
４kHz未満</td><td>－97.5及び０～４kHz幅の電力最大値が＋15dBrn
（注１、注２）</td></tr>
</table>